

一般社団法人日本心臓血管麻酔学会倫理綱領制定にあたって一制定の意義

一般社団法人日本心臓血管麻酔学会 倫理委員会

倫理の原則は、ヘルシンキ宣言にある「人間の尊重」であり、善をなす、悪をなさぬ、正義をなすことにある。20世紀後半の麻酔科学の発展は、あらゆる手術に対する麻酔と生命危機にある患者の蘇生を可能にした。現代では、すべての麻酔科医が麻酔科診療の安全で質の高い医療を提供することが期待される。同時に、診療現場の需要に応じて、心臓血管麻酔、小児麻酔、産科麻酔、区域麻酔などの更に専門化した領域においても安全で質の高い医療を提供することが求められている。一方、麻酔科診療の範囲は手術における麻酔のみならず、集中治療、救急医療、ペインクリニック、緩和医療などの麻酔科関連領域に広がっており、これらの領域においても安全で質の高い医療を維持することは極めて重要である。ここにおいて、日本の心臓血管麻酔診療を担う日本心臓血管麻酔学会の責務は誠に重大である。日本心臓血管麻酔学会は心臓血管外科の麻酔および心臓血管疾患を有する患者の麻酔ならびに周術期管理に関する学理の進歩、発展を図り、内外の関連学術団体との連携協力等を行うことにより、これらの分野の進歩、発展、啓発を図るとともに、安全で質の高い医療を提供するための事業活動を通して、国民福祉の向上に寄与することを目的としている。心臓血管麻酔科医は、法によって課せられた責務を果たすのみならず、優れた医師として、その良心に従い、努力を怠らず、心臓血管外科の麻酔および心臓血管疾患を有する患者の麻酔ならびに周術期管理において、常により安全で質の高い医療を提供する。日本心臓血管麻酔学会倫理綱領は、その職責を果たすために、心臓血管麻酔科医がとるべき基本的な倫理規範を制定するものである。

一般社団法人日本心臓血管麻酔学会 倫理綱領

2018年11月1日制定

1. 本学会員は医の倫理に基づき、患者の生命と利益を守ることを最優先とする。
2. 本学会員は心臓血管麻酔および関連する最新の知識と技術の習得につとめ、生涯に渡って研鑽する。本学会員は、専門医の資格を取得した後も、心臓血管麻酔及び関連領域における最新の知識と技術の習得に努める。
3. 本学会員は、正確な医療情報の提供による患者自身の意思決定を尊重し、麻酔中はもとより意思表示の難しい患者にも十分な配慮を行い、患者の生命と利益を最優先する。患者あるいはその家族の自己決定権を尊重して最善の医療を提供する。
4. 本学会員は診療に関わるあらゆる職種と協力してチーム医療に努め、最善の医療を提供する。

5. 本学会員は、患者に不利益となる事態が発生した場合やその可能性が見込まれるときは、回復に最善を尽くし患者と家族に十分に説明するとともに、関連する医療従事者と情報を共有し原因の解明と再発防止に努める。
6. 本学会員は専門領域のみならず医学・医療全般の発展のため、ヘルシンキ宣言の基本原則を遵守して、医学研究、医療技術の開発を行い、この普及に努める。
7. 本学会員は学会発表、論文、教育活動、学会運営諸活動をおこなう場合、利益相反を開示し、公明性、透明性、独立性を担保する。
8. 本学会は国民が安全で質の高い医療を享受できるよう、本学会員に対して教育・啓発に努める。